



下水道課からのお知らせ



浄化槽を設置している皆様へ

浄化槽の使用にあたっては、その機能を十分に発揮させ、きれいな水を放流するために適切な維持管理を行わなければなりません。浄化槽法では、保守点検及び清掃について設置者に対し、義務付けており、違反した場合の罰則規定も定められています。

浄化槽の検査について

○設置3カ月後に実施する検査

浄化槽を設置し、その使用開始後3ヶ月を経過してから5ヶ月以内に水質検査を行わなければなりません。検査は浄化槽設置の際に提出された法定検査受検申込書に基づき、知事が指定した検査機関((社)山梨県浄化槽協会)が行います。検査回数は設置後1回限りです。検査料金は10人槽以下の場合、8,000円の負担となります。

○年1回実施する検査

年に1回知事が指定した検査機関((社)山梨県浄化槽協会)が行う検査で、浄化槽の外観の異常、浄化槽の機能、水質及び維持管理に関する書類の検査を行います。検査料金は10人槽以下の場合、4,000円の負担となります。

保守点検・清掃について

点検の期間は、浄化槽の処理能力によって、3～4ヶ月の間に1回以上、清掃は1年に1回以上行うこととされています。内容は、ブローアなどの機械的機能の点検・汚泥の抜き取り・浄化槽内部の清掃・薬剤の補充などを行います。点検及び清掃は浄化槽法で技術上の基準が定められているため、保守点検は知事の登録を受けた業者、清掃は市長の許可を受けた業者と委託契約を結び、維持管理を行ってください。また、保守点検・清掃の記録書類は3年間保管することとされていますので、大切にしてください。

合併処理浄化槽設置事業補助金限度額の改正について

生活排水による水質汚濁を防ぐために要綱で定める対象者に対し、補助金を交付していますが、国の補助金交付要領の改正に伴い、次の表のとおり補助金の限度額が改正されます。

区分	限度額(現行)	限度額(改正)
5人槽	354,000円	342,000円
6～7人槽	411,000円	414,000円
8～50人槽	519,000円	537,000円



※改正後の補助金限度額の適用は、平成18年7月1日以降に補助金交付申請書の提出がされたものからとします。

汚水を流さないことが、きれいな川を守る事につながります。

現在、下水道未整備地域で単独処理浄化槽を使用している方は、補助金制度を利用して合併処理浄化槽への転換をお奨めいたします。



問合せ 下水道課 庶務担当